

平成十三年法律第二十六号

## 高齢者の居住の安定確保に関する法律

同条第五項から第七項までの規定中「都道府県は」とあるのは「市町村は」と、同条第六項中「当該都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）とあり、及び同条第七項中「当該都道府県の区域内の市町村」とあるのは「市町村に」と読み替えるものとする。

### 第三章 サービス付き高齢者向け住宅事業

#### 第一節 登録

（サービス付き高齢者向け住宅事業の登録）

第五条 高齢者向けの賃貸住宅又は老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（以下単に「有料老人ホーム」という。）であつて居住の用に供する専用部分を有するものに高齢者（国土交通省令・厚生労働省令で定める年齢その他の要件に該当する者をいう。以下この章において同じ。）を入居させ、状況把握サービス（入居者の心身の状況を把握し、その状況に応じた一時的な便宜を供与するサービスをいふ。以下同じ。）、生活相談サービス（入居者が日常生活を支障なく営むことができるようにするために入居者からの相談に応じ必要な助言を行なうサービスをいう。以下同じ。）その他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービス（有料老人ホーム（以下「サービス付き高齢者向け住宅事業」という。）を構成する建築物ごとに、都道府県知事の登録を受けることができる。前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。）

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

（登録の申請）  
第六条 前条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者

は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。  
一 商号、名称又は氏名及び住所  
二 事務所の名称及び所在地  
三 法人である場合においては、その役員の氏名  
四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合には、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）  
五 サービス付き高齢者向け住宅の位置  
六 サービス付き高齢者向け住宅の戸数  
七 サービス付き高齢者向け住宅の規模  
八 サービス付き高齢者向け住宅の構造及び設備  
九 サービス付き高齢者向け住宅の各居住部分（状況把握サービス、生活相談サービスその他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービス）  
十 入居者に提供する高齢者生活支援サービス（状況把握サービス、生活相談サービスその他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービス）  
十一 サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が入居者から受領する金銭に関する事項  
十二 終身又は入居者と締結するサービス付き高齢者向け住宅への入居に係る契約（以下「入居契約」という。）の内容  
十三 居住の用に供する前のサービス付き高齢者向け住宅に於ける前払金の概算額及び当該前払金についてサービス付き高齢者生活支援サービスの提供の対価をいう。以下同じ。）の全部又は一部を前払金として一括して受領する場合にあっては、当該前払金についてサービス付き高齢者生活支援サービスを提供するものであること。  
十四 入居者に対する保健医療サービス又は福祉サービスの提供について高齢者居宅生活支援事業を行なう者が返還債務を負うこととなる旨の記載を含む。による契約であること。  
十五 その他国土交通省令・厚生労働省令で定める事項

前項の申請書には、入居契約に係る約款その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の基準等）

第七条 都道府県知事は第五条第一項の登録の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、その登録をしなければならない。

二 家賃等の前払金を受領する場合にあっては、当該家賃等の前払金の算定の基礎及び当該家賃等の前払金についてサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が返還債務を負うこととなる場合における当該返還債務の金額の算定方法が明示された契約であること。

一 サービス付き高齢者向け住宅の各居住部分（賃貸住宅にあっては住戸をいい、有料老人ホームにあっては入居者ごとの専用部分をいふ。以下同じ。）の床面積が、国土交通省令・厚生労働省令で定める規模以上であること。

二 サービス付き高齢者向け住宅の構造及び設備（加齢対応構造等であるものを除く。）が、高齢者の入居に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令・厚生労働省令で定めた基準に適合するものであること。

三 サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等が、第五十四条第一号ロに規定する基準又はこれに準ずるものとして国土交通省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

四 入居者の資格を、自ら居住するため賃貸住宅又は有料老人ホームを必要とする高齢者又は当該高齢者と同居するその配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上夫婦と同様の関係にあるものを含む。以下同じ。）とするものであること。

五 入居者に国土交通省令・厚生労働省令で定める基準に適合する状況把握サービス及び生活相談サービスを提供するものであること。

六 入居契約が次に掲げる基準に適合する契約であること。

七 サービス付き高齢者向け住宅の整備をしてあること。

八 家賃等の前払金についてサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が返還債務を負うこととなる場合に備えて、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置が講じられるものであること。

九 その他基本方針（サービス付き高齢者向け住宅が市町村高齢者居住安定確保計画が定められている市町村の区域内にある場合にあっては基本方針及び市町村高齢者居住安定確保計画、サービス付き高齢者向け住宅が都道府県高齢者居住安定確保計画が定められている都道府県の区域（当該市町村の区域を除く。）内に於ける場合にあっては基本方針及び都道府県高齢者居住安定確保計画）に照らして適切なものであること。

第十条 第一条の登録は、サービス付き高齢者向け住宅登録簿（以下「登録簿」という。）に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

- 3 都道府県知事は、第一項の登録をしたときは、  
4 は、登録なく、その旨を当該登録を受けた者に  
通知しなければならない。  
5 都道府県知事は、第五条第一項の登録の申請  
が第一項の基準に適合しないと認めるときは、  
遅滞なく、その旨を、当該登録を受けた者に  
通知しなければならない。  
第六条 都道府県知事は、第五条第一項の登録を受けたときは、遅滞なく、その旨を、当該登録を受けた者に通知しなければならない。  
第七条 都道府県知事は、第五条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第六条第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。  
一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  
二 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して一年を経過しない者  
三 第二十六条第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して一年を経過しない者  
四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第九号において「暴力団員等」という。)  
五 心身の故障によりサービス付き高齢者向け住宅事業を適正に行うことができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの  
六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの  
七 法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの  
八 個人であつて、その政令で定める使用人のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

- 九 暴力団員等がその事業活動を支配する者

都道府県知事は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知しなければならない。

(登録事項等の変更)

**第九条** 登録事業を行う者（以下「登録事業者」という。）は、第六条第一項各号に掲げる事項（以下「登録事項」という。）に変更があつたとき、又は同条第二項に規定する添付書類の記載事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をする場合には、国土交通省令・厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による届出（登録事項の変更に係るものに限る。）を受けたときは、第二十六条第一項又は第二項の規定により登録を取り消す場合を除き、当該変更があつた登録事項を登録簿に記載して、変更の登録をしなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録に係る登録住宅の存する市町村の長に通知しなければならない。

(登録簿の閲覧)

**第十条** 都道府県知事は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(地位の承継)

**第十二条** 登録事業者がその登録事業を譲渡したときは、譲受人は、登録事業者の地位を承継する。

2 登録事業者について相続、合併又は分割登録事業を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割によりその事業を承継した法人は、登録事業者の地位を承継する。

3 前二項の規定により登録事業者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

4 第九条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第三項中「第二十六条第一項又は第二項」とあるのは、「第二十六条第一項」

- (廃業等の届出)**

**第十二条** 登録事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日の三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。  
一 登録事業を廃止しようとするとき。  
二 登録事業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散しようとするとき。

登録事業者が破産手続開始の決定を受けたときは、破産管財人は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

登録事業者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至ったときは、第五条第一項の登録は、その効力を失う。

一 登録事業を廃止した場合  
二 破産手続開始の決定を受けた場合  
三 登録事業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合  
(登録の抹消)

**第十三条** 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業の登録を抹消しなければならない。

一 登録事業者から登録の抹消の申請があつたとき。  
二 第五条第二項又は前条第三項の規定により登録が効力を失つたとき。  
三 第二十六条第一項若しくは第二項又は第二十七条第一項の規定により登録が取り消されたとき。

都道府県知事は、前項の規定により登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨を、当該登録に係る登録住宅の存する市町村の長に通知しなければならない。

(名称の使用制限)

**第十四条** 何人も、登録住宅以外の賃貸住宅又は有料老人ホームについて、登録サービス付き高齢者向け住宅又はこれに類似する名称を用いてはならない。

**第二節 業務**

**(誇大広告の禁止)**

**第十五条** 登録事業者は、その登録事業の業務に関して広告をするときは、入居者に提供する高齢者生活支援サービスの内容その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項について、著しく実事に相違する表示をし、又は実際のもの

- (登録事項の公示)

**第十六条** 登録事業者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、登録事項を公示しなければならない。

(契約締結前の書面の交付及び説明)

**第十七条** 登録事業者は、登録住宅に入居しようとする者に対し、入居契約を締結するまでに、登録事項その他国土交通省令・厚生労働省令で定める事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

登録事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、登録住宅に入居しようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法）であつて国土交通省令・厚生労働省令で定めるものをいう。により提供することができる。この場合において、当該登録事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

(高齢者生活支援サービスの提供)

**第十八条** 登録事業者は、入居契約に従つて高齢者生活支援サービスを提供しなければならない。  
(帳簿の備付け等)

**第十九条** 登録事業者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、登録住宅の管理に関する事項で国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(その他遵守事項)

**第二十条** この法律に規定するもののほか、登録住宅に入居する高齢者の居住の安定を確保するため登録事業者の遵守すべき事項は、国土交通省令・厚生労働省令で定める。

**第三節 登録住宅に係る特例**

**第二十一条** 公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第一号に規定する公営住宅）をいう。以下同じ。の事業主体（同様第十六号に規定する事業主体）をいう。以下同じ。は、公営住宅を登録事業者に登録住宅として使用させることが必要であると認める場合において国土交通大臣の承認を得たときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障の

ない範囲内で、当該公営住宅を登録事業者に使用させることができる。

2 公営住宅法第四十五条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による承認及び公営住宅の使用について準用する。

#### (住宅融資保険法等の特例)

第二十二条 登録住宅への入居に係る終身又は入居契約の期間にわたって支払うべき家賃の全部又は一部を前払金として一括して支払うための資金の貸付け（次項第一号において「登録住宅前払金貸付け」という。）については、これを住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）第四条の保険関係が成立する貸付けとみなして、同法の規定を適用する。

2 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号。第二号において「機構法」という。）第十三条第一項に規定する業務のほか、次の業務を行うことができる。

一 登録住宅前払金貸付けに係る国土交通省令・財務省令で定める金融機関の貸付債権の譲受けを行うこと。  
二 前号に規定する貸付債権で、その貸付債権について機構法第十三条第一項第二号イからハまでに掲げる行為を予定した貸付けに係るもの（そのうち、前項の規定によりみなしして適用する住宅融資保険法第三条に規定する保険関係が成立した貸付けに係るもの（その信託の受益権を含む。）を担保とする債券その他のこれに準ずるものとして国土交通省令・財務省令で定める有価証券に係る債務の保証を行うこと。

#### (老人福祉法の特例)

第二十三条 第五条第一項の登録を受けている有料老人ホームの設置者（当該有料老人ホームを設置しようとする者を含む。）については、老人福祉法第二十九条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

#### (報告、検査等)

第二十四条 都道府県知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、登録事業者又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者（以下この項において「管理等受託者」という。）に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録事業者若しくは管理等受託者の事務

所若しくは登録住宅に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること。

2 前項の規定による立入検査において、現に居住の用に供している登録住宅の居住部分に立ち入るときは、あらかじめ、当該居住部分に係る入居者の承諾を得なければならない。

3 第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

(指示)

第二十五条 都道府県知事は、登録された登録事項が事実と異なるときは、その登録事業者に対して、当該事項の訂正を申請すべきことを指示することができる。

2 都道府県知事は、登録事業が第七条第一項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、その登録事業者に対し、その登録事業を当該基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

3 都道府県知事は、登録事業者が第十五条から第十九条までの規定に違反し、又は第二十条の規定の取消し)。

第二十六条 都道府県知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録事業の登録を取り消さなければならない。

一 第八条第一項第二号、第四号、第五号又は第九号のいずれかに該当するに至ったとき。  
二 登録事業者が次のイからハまでに掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該イからハまでに定める者が、第八条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号のいずれかに該当するに至つたとき。

イ 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合 法定代理人

(法人である場合 その役員を含む。)

ロ 法人である場合 役員又は第八条第一項ハ個人である場合 第八条第一項第八号の政令で定める使人

#### 三 不正な手段により第五条第一項の登録を受けたとき。

2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

3 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

4 第三十八条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

5 心身の故障により登録事務を適正に行うことのできない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの

6 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(指定の基準)

第二十七条 都道府県知事は、登録事業者の事務所の所在地又は当該登録事業者の所在（法人である場合においては、その役員の所在）を確知することができない場合において、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該登録事業者から申出がないときは、その登録事業の登録を取り消すことができる。

2 前項の規定による処分については、行政手続き登録事業者から申出がないときは、その登録事業の登録を取り消すことができる。  
法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

#### 第五節 指定登録機関

##### (指定登録機関の指定等)

第二十八条 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録及び登録簿の閲覧の実施に関する事務（前節の規定による事務を除く。以下「登録事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

3 都道府県知事は、指定をしたときは、指定登録機関が行う登録事務を行わないものとし、二に「指定」という。は、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

4 指定登録機関が登録事務を行わないものとし、二に「指定」という。は、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3 都道府県知事は、指定をしたときは、指定登録機関が行う登録事務を行わないものとし、二に「指定」という。は、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

4 指定登録機関が登録事務を行なう場合における第五条から第十三条までの規定の適用については、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは、「指定登録機関」とする。

(欠格条項)

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 第三十八条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 心身の故障により登録事務を適正に行うことのできない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの

6 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(指定の基準)

第二十七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域において他に指定登録機関の指定を受けた者がなくかつ、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

2 前号の登録事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。  
三 登録事務以外の業務を行っている場合に、その業務を行ふことによつて登録事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

4 前号に定めるもののほか、登録事務を公正かつ適確に行ふことができるものであること。

5 登録事務を行なう事務所の所在地並びに登録事務の開始の日を公示しなければならない。

6 指定登録機関は、その名称若しくは住所又は登録事務を行なう事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(指定の公示等)

第三十一条 都道府県知事は、指定をしたときは、指定登録機関の名称及び住所、指定登録機関が行う登録事務の範囲、登録事務を行う事務所の所在地並びに登録事務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定登録機関は、その名称若しくは住所又は登録事務を行なう事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。  
 (秘密保持義務等)

第三十二条 指定登録機関（その者が法人である場合にあっては、その役員。次項において同じ。）及びその職員並びにこれらの人であつた者は、登録事務に関する知識を得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定登録機関及びその職員で登録事務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(登録事務規程)

第三十三条 指定登録機関は、登録事務に関する規程（以下「登録事務規程」という。）を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令・厚生労働省令で定める。

3 都道府県知事は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の公正かつ適確な実施上不適當となつたと認めるときは、その登録事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の備付け等)

第三十四条 指定登録機関は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、登録事務に關する事項で国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定登録機関は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、登録事務に關する事項で国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第三十五条 都道府県知事は、登録事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるとときは、指定登録機関に対し、登録事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告、検査等)

第三十六条 都道府県知事は、登録事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるとときは、指定登録機関に対し登録事務に關し監督上必要な報告を求め、又はその職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、登録事務の状況若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定

くは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録事務の休廃止)

第三十七条 指定登録機関は、都道府県知事の許可を受けなければ、登録事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 都道府県知事は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第三十八条 都道府県知事は、指定登録機関が第二十九条各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 第二十八条第四項の規定により読み替えて適用する第七条、第八条、第九条第三項及び第四項（第十一条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十条又は第十三条の規定に違反したとき。

2 第三十一条第二項、第三十四条又は前条第二項の規定に違反したとき。

2 第三十三条第一項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行つたとき。

2 第三十三条第三項又は第三十五条の規定による命令に違反したとき。

2 第三十三条第一項の基準に適合していないと認めるとき。

2 登録事務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又は法人にあつてはその役員が登録事務に關し著しく不適当な行為をしたとき。

2 不正な手段により指定を受けたとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(都道府県知事による登録事務の実施)

第三十九条 都道府県知事は、指定登録機関が第三十七条第一項の規定により登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定

により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第二十八条第三項の規定にかかるわらず、登録事務の全部若しくは一部を自ら行うものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定により登録事務を行うこととし、又は同項の規定により行つてゐる登録事務を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

2 都道府県知事が、第一項の規定により登録事務を行うこととし、第三十七条第一項の規定により登録事務の廃止を許可し、若しくは前条第一項若しくは第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は第一項の規定により行つてゐる登録事務を行わないこととする場合は、国土交通省の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令・厚生労働省令で定める。

3 都道府県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき登録に係る手数料を徴収する場合においては、第二十八条の規定により指定登録機関が行う登録を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定登録機関に納めさせることができること。

2 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、当該指定登録機関の収入とする。

(独立行政法人住宅金融支援機構等の資金の貸付けについての配慮)

第三十条 都道府県は、地方公共団体に対する費用の補助

第四十一条 独立行政法人住宅金融支援機構及び沖縄振興開発金融公庫は、法令及びその事業計画の範囲内において、登録住宅の整備が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

(資金の確保等)

第四十二条 国及び地方公共団体は、登録住宅の整備のために必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(賃貸住宅等への円滑な入居のための援助)

第四十三条 都道府県知事は、登録事業者が破産手続開始の決定を受けたときその他の入居者（入居者であった者を含む。）の居住の安定を図るために必要な措置を講じなければならない。

2 国は、地方公共団体が入居者の居住の安定を図るために前項の賃貸住宅の家賃を減額する場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その減額に要する費用の一

に円滑に入居するために必要な助言その他の援助を行ふよう努めるものとする。

#### 第四章 地方公共団体による高齢者向けの優良な賃貸住宅の供給

の優良な賃貸住宅の供給の促進等

(地方公共団体による高齢者向けの優良な賃貸住宅の供給)

第三十一条 地方公共団体は、その区域内において良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅（第四十六条において「高齢者向けの優良な賃貸住宅」という。）が不足している場合には、基本方針に従つて、その整備及び管理に努めなければならない。

(地方公共団体に対する費用の補助)

第三十二条 地方公共団体が次に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備及び管理を行つ場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該賃貸住宅の整備に要する費用の一部を補助することができる。

2 貸貸住宅の規模及び設備（加齢対応構造等であるものを除く。）が、国土交通省令で定めた標準に適合するものであること。

2 貸貸住宅の加齢対応構造等が、第五十四条第一号ロに規定する基準又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであることを除く。が、国土交通省令で定めるところにより、当該賃貸住宅の整備に要する費用の一部を補助することができる。

2 貸貸住宅の入居者の資格を、自ら居住するため住宅を必要とする高齢者（国土交通省令で定める年齢その他の要件に該当する者に限る。以下この号において同じ。）又は当該高齢者と同居するその配偶者とするものであることを。

2 貸貸住宅の入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。

2 貸貸住宅の入居者の募集及び選定の方法並びに賃貸の条件が、国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。

2 前二号に掲げるもののほか、賃貸住宅の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

2 その他基本方針に照らして適切なものであることを。

2 国は、地方公共団体が入居者の居住の安定を図るために前項の賃貸住宅の家賃を減額する場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その減額に要する費用の一

部を補助することができる。





に引き続き居住する旨の申出を行つたときは、認可事業者は、当該同居配偶者等と終身建物賃貸借の契約をしなければならない。ただし、当該申出に併せて第五十七条の規定による申出があつたときは、当該同居配偶者等と期間付死亡時終了建物賃貸借の契約をしなければならない。

2 期間付死亡時終了建物賃貸借において定められた期間が満了する前に当該期間付死亡時終了建物賃貸借の賃借人の死亡があつた場合において、同居配偶者等が、当該賃借人の死亡があつたことを知つた日から一ヶ月を経過する日までに認可事業者に対し認可住宅に引き続き居住する旨の申出を行つたときは、認可事業者は、当該同居配偶者等と当該期間が満了する時まで存続する期間付死亡時終了建物賃貸借の契約をしなければならない。

3 前二項に定めるものほか、前二項の規定により契約する建物の賃貸借の条件については、従前の建物の賃貸借と同一のもの（前払家賃額については、その算定の基礎が従前の前払家賃と同一であるもの）とする。  
(借賃改定特約がある場合の借地借家法の特例)

**第六十三条** 借地借家法第三十二条の規定は、終身建物賃貸借において、借賃の改定に係る特約がある場合には、適用しない。

(譲渡又は転貸の禁止)

**第六十四条** 認可住宅の賃借人は、その借家権を譲渡し、又は転貸してはならない。  
(助言及び指導)

**第六十五条** 都道府県知事は、認可事業者に対して、基本方針を勘案し、認可住宅の管理に関する助言及び指導を行うよう努めるものとする。

(地位の承継)

**第六十七条** 認可事業者の一般承継人は、当該認可事業者が有していた事業の認可に基づく地位を承継する。  
承継した者は、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。  
認可事業者から認可住宅の敷地の所有権をそのまま承継する。  
他該認可住宅の整備及び管理に必要な権原をそのまま承継する。

取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該認可事業者が有していた事業の認可に基づく地位を承継することができる。

**第六十八条** 都道府県知事は、認可事業者が第五十四条各号に掲げる基準に適合して認可住宅の管理を行つていいないと認めるときは、当該認可事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(事業の認可の取消し)  
第六十九条 都道府県知事は、認可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の認可を取り消すことができる。

一 第六十七条第二項の規定に違反したとき。  
二 前条の規定による命令に違反したとき。  
三 不正な手段により事業の認可を受けたとき。

第五十五条の規定は、前項の規定による事業の認可の取消しについて準用する。

(事業の廃止)  
**第七十条** 認可事業者は、当該事業の認可を受けた事業を廃止しようとするときは、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

事業の認可は、前項の規定による届出があつた日から将来に向かつてその効力を失う。(事業の認可の取消し等後の建物賃貸借契約の効力)

**第七十一条** 前二条の規定による事業の認可の取消し若しくは事業の廃止又は第六十七条第三項の規定による承認を受けないでした認可住宅の管理に必要な権原の移転は、当該取消し若しくは廃止又は権原の移転前にされた建物賃貸借契約の効力に影響を及ぼさない。ただし、借地供家法第三章の規定により賃借人に不利なものとして無効とされる特約については、この限りがない。

(賃貸住宅への円滑な入居のための援助)  
**第七十二条** 都道府県知事は、認可事業者が破産手続開始の決定を受けたときその他終身建物賃借の賃借人(賃借人であつた者を含む)の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、当該賃借人に對し、他の適当な賃貸住宅を円滑に入居するため必要な助言その他の援助を行うように努めるものとする。

**第六章 住宅の加齢対応改良に対する支援措置**  
第七十三条 公社は、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第二十一条に規定する

る業務のほか、次に掲げる区域内において、委託により、住宅の加齢対応改良の業務を行うことができる。

一 第四条第四項の規定により都道府県高齢者居住安定確保計画に公社による同項に規定する事業の実施に関する事項を定めた都道府県の区域

二 第四条の二第三項において準用する第四条第四項の規定により市町村高齢者居住安定確保計画に公社による同項に規定する事業の実施に関する事項を定めた市町村の区域

前項の規定により公社が同項に規定する業務を行う場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七十三条第一項に規定する業務」とする。

## 第七章 雜則

### （情報の提供等）

**第七十四条** 国及び地方公共団体は、高齢者の身心の状況、世帯構成等を勘案して、高齢者のための住宅の整備を促進するよう努めるとともに、高齢者が適当な住宅に円滑に入居することができるようにするために必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（協議）

**第七十五条** 國土交通大臣及び厚生労働大臣は、第十七条第一項第六号ホ及びヘ並びに第八号、第十五条から第十七条まで並びに第二十条の国土交通省令・厚生労働省令を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（国土交通大臣の委任）

**第七十六条** この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

（大都市等の特例）

第五十一条第二項において準用する公営住宅法第四十五条第三項に規定する事務並びに地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が終身賃貸事業者である場合の第五章に規定する事務を除く。）は、指定都市及び中核市においては、当該指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

（事務の区分）

**第七十八条** 第二十一条第二項及び第五十一条第二項において準用する公営住宅法第四十五条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（第八章 罰則）

**第七十九条** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条第一項の規定に違反して、その職務に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

二 第三十八条第二項の規定による登録事務の一停止の命令に違反した者

三 第八十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 不正の手段によつて第五条第一項の登録を受けた者

二 第九条第一項、第十一条第三項又は第十二条第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十四条又は第三十四条第二項の規定に違反した者

四 第二十四条第一項又は第三十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第二十四条第一項又は第三十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 第二十四条第一項又は第三十六条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿の答弁をした者





